

第5節 都市住宅事業

平成13年1月、中央省庁改革等基本法に基づく省庁再編で北海道開発庁が国土交通省に統合されるとともに、従前、建設省、北海道開発庁が専管していた国庫補助事業及び建設行政に係る事務、権限の一部が北海道開発局に移管され、国土交通省の都市・地域整備局の都市部門及び住宅局所管の行政事務の北海道地方における執行組織として、都市住宅課が新設された。なお、建設部道路計画課が所管していた国営公園事業については都市住宅課に移管され、都市公園行政を一括所管する体制に再編成された。

また、平成14年度には、都市施策と住宅施策の連携強化による「まちづくり」の推進、平成17年度には景観法に基づく「景観行政」の推進、平成18年度には建築構造偽装等への対応のための「建築安全行政」の強化等、新たな行政ニーズに対応した業務拡充と組織体制強化が図られ、今日に至っている。

1 都市計画・景観行政

(1) 都市計画行政

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものであり、この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住みよいまちをつくりあげることが目的としている。

都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが都市計画法である。また、都市計画法は、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度を始めとする基本的な土地利用規制について定めている。なお、都市計画決定の決定主体は地方自治体であり、国は国の施策や国の策定する計画との整合を図るなど国家的・広域的な観点から関与しており、北海道開発局では本省からの委任事務として、都市計画決定の国土交通大臣同意、都市計画事業の認可などを行っている。

令和2年3月31日現在、北海道内では、都市計画区域が79区域（99市町）あり、うち線引き都市が10区域（27市町）となっている。

	都市計画区域指定の市町村			都市計画区域 未指定の都市	全道
		線引き都市	線引きしていない都市		
都市計画区域数	79	10	69	—	79
市町村数	99	27	72	80	179
	市	35	17	—	35
	町	64	10	54	65
	村	—	—	—	15

表 2-5-1 北海道の都市計画区域の状況（令和2年3月31日現在）

(令和3年2月末現在)

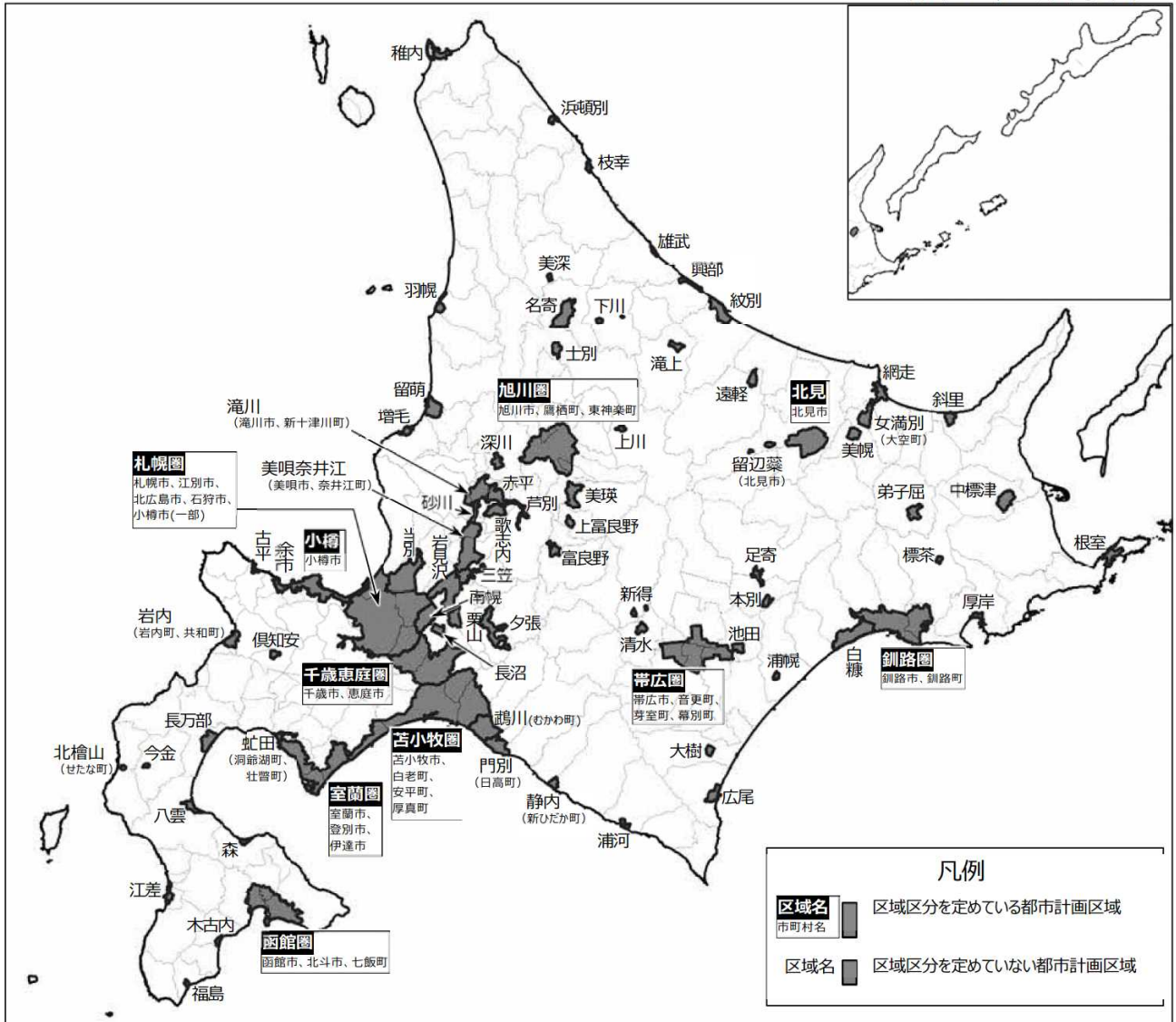


図 2-5-1 北海道内の都市計画決定状況

(北海道オープンデータ CC-BY4.0 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) を利用)

市町村マスタープランにコンパクトシティを位置付けている都市が増えている一方で、多くの都市ではコンパクトシティという目標のみが示されるにとどまっている。今後、具体的な施策の作成がされるよう連携していく。

コンパクトシティ形成に向けた取組については、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要とされている。

そこで、より具体的な施策を推進するため、平成26年に改正された都市再生特別措置法に基づき「立地適正化計画」が制度化された。

これにより、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導

によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しており、令和3年3月現在で20市町が公表済みである。

(2) 景観行政

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として制定され、平成16年12月17日に一部施行、平成17年6月1日に全面施行された。

北海道開発局では、北海道において良好な景観形成が促進されるよう、景観法や良好な景観形成に関する知識の普及や啓発に取り組んでいる。

令和3年5月1日現在、北海道内では、羊蹄山麓を中心とした広域景観づくりを始めとして、北海道特有の広大な自然景観の保全・活用等を含めた様々な取組が行われており、北海道内の景観行政団体は22団体、そのうち景観計画を策定している団体は20団体となっている。

景観行政団体（令和3年5月1日現在）

都道府県：北海道　政令市：札幌市　中核市：旭川市、函館市

その他の市町村：東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、当別町、黒松内町、長沼町、釧路市、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市

景観計画策定団体：北海道、札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、当別町、黒松内町、長沼町、釧路市、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市

2 建築安全行政

平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題を契機として、国民の建築物の構造安全性等に対する不安感、建築業界への不信感が広がったことから、国民の信頼を回復し、安全・安心な建築物が供給される環境整備を図るため、建築基準法、建築士法の改正による一級建築士及び指定確認検査機関、住宅性能評価機関への指導監督の一層的確な実施に加え、住宅購入者等の利益の保護、構造物の安全の確保等を目的として「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成20年4月より施行となり、住宅及び建築物の安全対策の強化が進められ、対応体制の強化も必要となった。

また、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など、大規模地震が頻発し、住宅等の建築物の地震防災対策を強化する必要性が改めて認識されており、住宅については平成27年度に90%、令和2年度に95%の耐震化率を目標とした安全・安心な住宅ストックの形成が求められている。

さらに、近年、エレベーターにおける人身事故及び閉じこめ、外壁タイルの落下事故、アスベスト問

題など、建築物に関わる事故等による被災事例も増大しており、建築物の事故防止対策の強化が求められるとともに、平成 18 年 1 月の長崎県認知症高齢者グループホーム、平成 20 年 10 月の大阪市個室ビデオ店、平成 21 年 3 月の群馬県未届有料老人ホーム、平成 22 年 3 月の札幌市認知症高齢者グループホーム及び平成 30 年 1 月の札幌市寄宿舍における火災を受け、建築物の防火・避難対策の点検と改善が求められている。

都市住宅課の体制も当初は、建築安全行政業務について、住宅行政係と住宅事業係の二係で所掌し、平成 16 年 4 月からは、新設した市街地事業係において耐震改修促進事業を担当していたが、平成 18 年 10 月から建築安全・業務係を新設、さらに、平成 20 年 4 月から建築安全係と建築業務係を分割し、建築安全行政に係る法律及び制度、並びに補助事業を専任で所掌することになった。さらに、平成 22 年 4 月から建築安全専門官が新設され、体制が強化されたところである。

(1) 一級建築士

一級建築士は、国土交通大臣の免許を受け、設計、工事監理等の業務を行う者をいい、法に定める一定の建築物を新築する場合は、一級建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならないと厳しく定められており、その業務を適切に行うべき法的責任を課しているものである。

一級建築士の免許証の交付、法律に基づく戒告及び懲戒処分に伴う聴聞等の権限は、建築士法施行規則第 24 条により、国土交通大臣から北海道開発局長へ委任されており、平成 13 年 1 月からこれらに関する業務を行っている。

なお、改正建築士法の施行に伴い、一級建築士の登録等事務に関しては、国土交通大臣が指定した中央指定登録機関が平成 20 年 11 月末から実施している。

(2) 建築基準適合判定資格者

建築基準適合判定資格者とは、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第 6 条第 1 項の関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験を有する者として、国土交通大臣が行う検定に合格し登録を受けた者である。従来、特定行政庁において建築主事が実施していた建築確認業務を民間開放したことに伴って制定された。

建築基準適合判定資格者の登録及び懲戒処分等の権限は、建築基準法施行規則第 12 条の規定により、国土交通大臣から北海道開発局長に委任されており、平成 13 年 1 月から登録証の交付等の業務を行っている。

(3) 登録住宅性能評価機関

登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関である。国土交通大臣の権限のうち、北海道開発局の管轄区域内（北海道）のみにおいて行うものに係る権限については、北海道開発局長に委任されており、平成 18 年 3 月から登録に関する事務や報告徴収・検査等の業務を行っている。

なお、令和 3 年 3 月 31 日現在、北海道では北海道開発局長登録の評価機関 4 機関が評価業務を行っている。

(4) 登録建築物調査機関

登録建築物調査機関とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて特定建築物の維持保全状況に関する調査を行う機関である。国土交通大臣の権限のうち、北海道開発局の管轄区域内（北海道）のみにおいて行うものに係る権限については、北海道開発局長に委任されており、平成21年4月から登録に関する事務や報告徴収・検査等の業務を行っている。

なお、平成29年3月現在、北海道では北海道開発局長登録の建築物調査機関3機関が調査業務を行っていたが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴い、平成29年3月31日をもって登録建築物調査機関が廃止され、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の制度に移行した。

(5) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務を行う機関である。国土交通大臣の権限のうち、北海道開発局の管轄区域内（北海道）のみにおいて行うものに係る権限については、北海道開発局長に委任されており、平成29年4月から登録に関する事務や報告徴収・検査等の業務を行っている。

なお、令和3年3月31日現在、北海道では北海道開発局長登録の建築物エネルギー消費性能判定機関2機関が判定業務を行っている。

3 国営公園事業

国営公園には、一つの都府県の区域を越えるような広域的な見地から設置されるもの（イ号公園）と国家的な記念事業として、または、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議決定を経て設置されるもの（ロ号公園）があり、国直轄事業により現在までに全国で17か所の整備が進められ、全ての公園で供用（部分供用を含む。）を開始している。

(1) 滝野すずらん丘陵公園の概要

北海道唯一の国営公園で北海道開発局が整備・管理している滝野すずらん丘陵公園（イ号公園）は、札幌市街地から南へ約20km、札幌市南区滝野地区にあり、東西・南北約2km四方、面積395.7haの都市公園である。札幌市の外郭を形成する山系と石狩平野との中間の丘陵地に立地しており、標高160～320mの高低差に富んだ地形と、北端部を西から東へ流れる厚別川及び北流して厚別川に合流する四つの沢により形成されている。それ



写真 2-5-1 広大な芝生広場「ローンスタジアム」

それぞれの沢の合流点付近では、日本の滝百選にも選ばれている「アシリベツの滝」を始めとして、「鱒見の滝」、「白帆の滝」を見ることができる。

公園内は樹林地と草原に大別され、樹林地にはシラカバ、シナノキ、ハルニレ、イタヤカエデ、ミズナラなどの落葉広葉樹が分布している。また、敷地内には貴重な野草類を始め、多くの野鳥、エゾリス、キタキツネ、エゾモモンガなど多様な動植物が生息している。

国営滝野すずらん丘陵公園は、「自然とのふれあい」を基本テーマに掲げ、森林・草原・芝生の「緑」、滝・

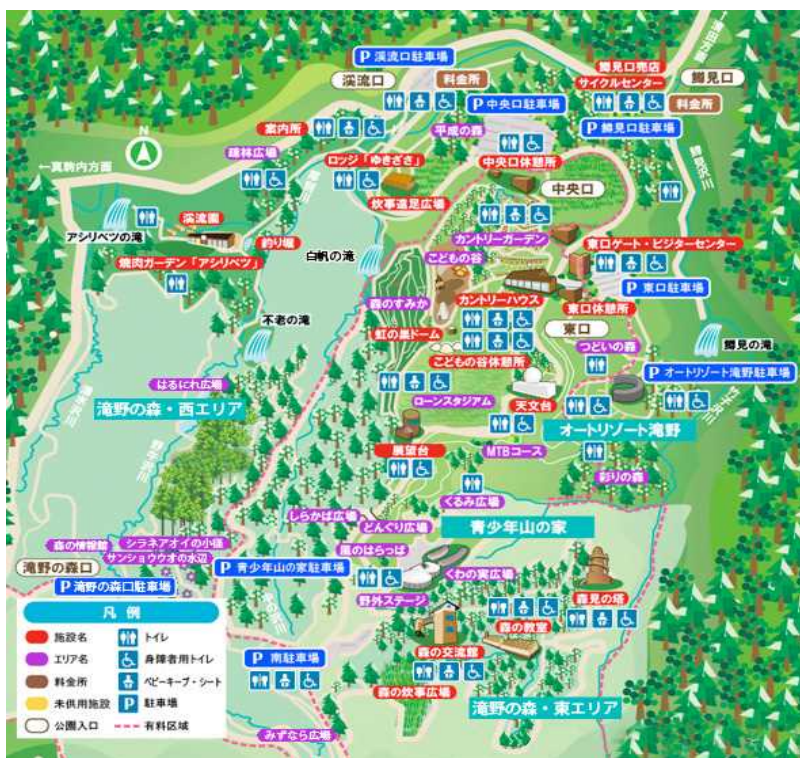


図 2-5-2 滝野すずらん丘陵概要図

溪流の「青」、雪・氷の「白」の3つを基本イメージとして、「環境保全と魅力ある空間づくり」、「多様なニーズに対応」、「四季を通じた公園利用」を基本理念としている。

(2) 滝野すずらん丘陵公園整備事業の経過

昭和 53 年 1 月の札幌市都市計画変更告示により国営公園として決定された滝野すずらん丘陵公園は、北海道開発局が実施する初めての都市公園事業として同年 4 月に事業着手した。

事業着手から 5 年が経過した昭和 58 年 7 月、溪流口からアシリベツの滝に至る「溪流ゾーン」の約半分のエリアと、「保全ゾーン」の一部、合わせて 30ha が初めて供用開始された。

滝野すずらん丘陵公園は開園当初、冬季は休園期間としていたが、昭和 60 年度に「ふゆトピア」の一環として、冬季利用に配慮した公園づくりが取り上げられたことから、この年より冬季開園をスタートさせた。以降、4月中旬の春季開園から11月初旬迄の約200日間を「グリーンシーズン」、12月下旬の冬季開園から3月末までの約100日間を「ホワイトシーズン」と呼び、通年運営が行われている。

平成元年4月、特定公園施設として整備を進めていた中央口駐車場（約1,000台）が完成し、これを契機に駐車場が有料となっている。また、同年9月には400人の宿泊が可能な「青少年山の家」など12haが供用を開始し、自然の中での集団生活や野外活動などを通じて青少年の育成を図る場として活用されている。平成6年6月には、「オートリゾート滝野」等20haが供用を開始し、計画面積の約1/3となる130haが共用された。オートリゾート滝野は、多くのキャンパーに人気を博している。

平成9年、「つどいの森」、「東口駐車場（約600台）」が供用を開始し、懸案であった駐車場不足が緩和されるとともに、広域に展開する公園施設へのアクセスが強化された。

平成 11 年にはリフトを備えた「ファミリーゲレンデ」14ha が供用を開始し、滑走延長 200 m を誇るチューブソリや多彩な歩くスキーコースなどを含め、滝野すずらん丘陵公園の冬季利用促進が図られている。

平成 12 年に供用を開始した「カントリーガーデン」は、広大な敷地の中に様々なタイプの花壇や庭園が配置されたエリアとなっており、春のチューリップを皮切りに、夏のラベンダー、秋のコスモスへと、季節ごとの色鮮やかな花々が咲き誇る広大な花の楽園として、滝野すずらん丘陵公園の大きな魅力の一つとなっている。また、翌年より

スタートした、カントリーガーデンの見どころを市民ボランティアが案内する「フラワーガイドボランティア」は、気軽に分かりやすい解説により入園者の好評を得ている。

平成 14 年に供用を開始した「こどもの谷」は、フワフワエッグや虹の巣ドーム、溶岩すべり台など、子どもたちが楽しめるアクティビティ満載であり、オープン以来、元気な歓声が絶えない滝野で最も人気のエリアとなっている。こうした人気施設の供用開始などもあり、この年、ついに総入園者数が 1,000 万人を突破した。

平成 15 年からは、花観光の推進を図るため、札幌近郊の公園や民間の花施設と連携した「花めぐりスタンプラリー」を開催するなど、道央圏における花観光の定着に一役買っている。

平成 16 年には「森のすみか」の供用を開始、「こもれびの森」、「森の工房」、「探検の森」といった滝野の豊かな森を活用した施設があり、木を使った遊びや様々な体験ができるエリアとして人気を博している。これにより、供用面積は計画面積の約 1/2 となる 192.3ha に達した。

平成 18 年 7 月、北海道開発局長から、平成 22 年春に滝野すずらん丘陵公園を全園開園することが公表された。

年 月	開 発 事 業
昭和 53 年 1 月	国営公園として都市計画決定
昭和 58 年 7 月	溪流ゾーン上流部等 30ha 供用
昭和 59 年 7 月	溪流ゾーン下流部等 50ha 供用
昭和 62 年 1 月	炊事遠足広場・歩くスキーコース 12ha 供用
平成元年 4 月	中央口駐車場 6ha 供用
平成元年 9 月	青少年山の家等 12ha 供用
平成 6 年 6 月	オートリゾート滝野 20ha 供用
平成 9 年 4 月	つどいの森・東口駐車場供用開始 6ha 供用
平成 10 年 1 月	歩くスキーコース 3.8ha 供用
平成 11 年 12 月	ファミリーゲレンデ 14ha 供用
平成 12 年 7 月	カントリーガーデン、こどもの谷 I 期区域 28ha 供用
平成 14 年 7 月	こどもの谷 II 期区域 4.4ha 供用
平成 16 年 7 月	森のすみか 5.9ha 供用
平成 21 年 6 月	滝野森ゾーン（東エリア） 121.5ha 供用
平成 22 年 5 月	滝野森ゾーン（西エリア） 81.9ha 供用（全園開園）

表 2-5-2 国営滝野すずらん丘陵公園整備事業の経緯

平成 21 年 6 月に供用を開始した滝野の森ゾーン(東エリア)121.5ha、及び、平成 22 年 5 月に供用を開始した滝野の森ゾーン(西エリア)81.9ha は、人と森との関係を積極的に捉え、豊かで多様な感覚の育成に取り組むゾーンであり、幅広い利用者層を対象に、森を生かした森林ガイドツアー、間伐材活用プログラム、自然素材を利用した環境教育プログラムなど多様なプログラムを提供して

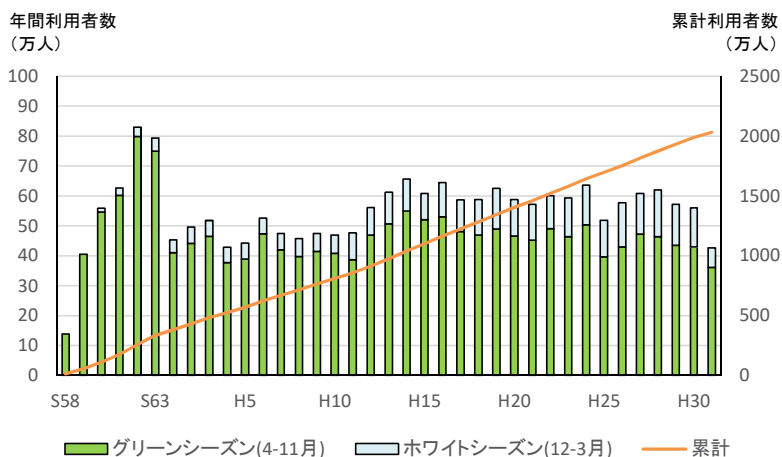


図 2-5-3 滝野すずらん丘陵公園の入園者数推移

いる。また、平成 22 年 9 月には総入園者数が 1,500 万人を突破した。

平成 22 年の滝野の森ゾーン(西エリア)の供用により、滝野すずらん丘陵公園は事業着手から 32 年目にして全園開園を迎えることとなった。なお、国営イ号公園としては全国初の全園開園である。令和元年 5 月には総入園者数が 2,000 万人を突破した。

(3) 外国人入園者の増加

我が国は、平成 19 年 2 月から施行された観光立国推進基本法に基づき、観光立国推進の実現に向け取組を行っている。平成 28 年 3 月には、新たな観光ビジョンである「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられ、2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人の訪日外国人旅行者数を目標とし、官民を挙げて観光促進の取組を行っている。

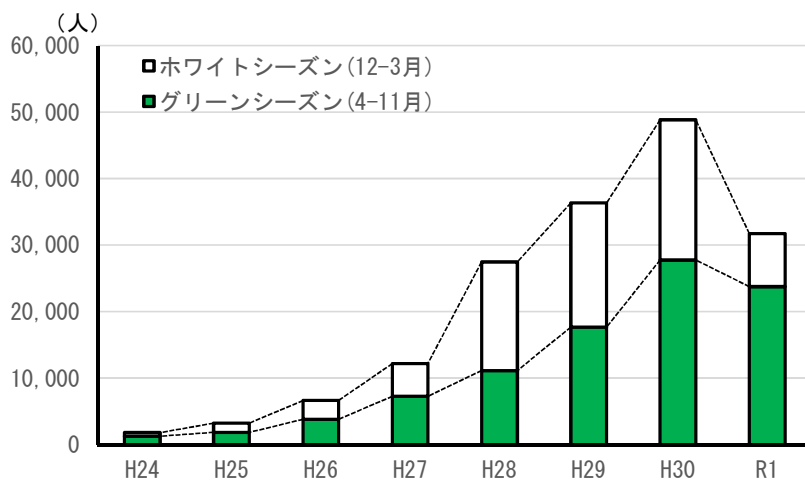


図 2-5-4 滝野すずらん丘陵公園の外国人入園者数推移

国営公園では、観光資源となっている魅力的な景観などを活用し、外国人向けガイドツアーの開催や Wi-Fi 環境の整備等を推進することとなっており、滝野すずらん丘陵公園(札幌市南区)においても対応を進めている。

滝野すずらん丘陵公園では、平成 30 年度の外国人入園者数は約 4 万 9 千人となっており、新型コロナウイルス感染拡大防止等により臨時閉園を行った令和元年度を除き、毎年増加している。

4 ウポポイ（民族共生象徴空間）の整備

令和2年7月12日に民族共生象徴空間（愛称「ウポポイ」）が開設された。施設の整備に当たり、具体的な基本計画、設計の取りまとめなどは都市住宅課で行い、事業を進めた。

（施設の整備の概要は、第2章第17節に記載している。）

5 補助事業

補助事業は特定の行政目的を達成するため、地方公共団体が実施する施設の整備に要する費用の一定割合を国が補助又は負担するものである。都市住宅課では、都市局及び住宅局が所管する補助事業の一部について、補助金等の交付に関する事務、交付の前提となる事業計画への同意等に係る事務を行っている。

平成22年度から、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金及び交付金は、社会資本整備総合交付金として原則一括化された。社会資本整備総合交付金は、地域の課題解決や目標実現のために地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、基幹的な事業（基幹事業）のほか、基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業（関連社会資本事業）や基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（効果促進事業）についても総合的・一体的に支援する仕組みである。地方公共団体は、①これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化すること、②計画に位置付けられた事業の範囲内で国費を自由に充当すること、③基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるその他の事業も創意工夫を活かして実施することが可能になった。

また、平成25年度から、インフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）及び生活空間の安全確保の取組を集中的に実施する事業については「防災・安全交付金」に移行した。

なお、計画的・集中的に支援する必要のある事業については、順次個別補助化している。

(1) 街路事業

街路事業は、都市計画法第59条の認可を得て、都市計画道路の整備を行う「街路事業」と、市街地の一定区域における都市計画道路と宅地を一体的、総合的に整備する「土地区画整理事業」の2事業に分けられる。

「街路事業」の代表事例としては、札幌都心部の自動車交通の円滑化を図る「創成川通アンダーパス連続化事業」（札幌市、平成20年度供用開始）が挙げられ、ほかにも道内各都市で事業が進められている。また、踏切除却と鉄道で分断されている市街地の一体化を図る「JR 札沼線（篠路駅周辺）連続立体交差事業」（札幌市、令和2年度～）等の鉄道高架事業がある。

「土地区画整理事業」については、最近、主に宅地供給を行う新市街地での事業から、低未利用地の解消等を目的とする既成市街地内の事業にシフトしている。代表事例としては、JR 札沼線の鉄道高架事業に合わせ、駅前広場等の整備を行う「篠路駅東口土地区画整理事業」（札幌市、令和2年度～）、



写真 2-5-2 連続立体交差事業と土地区画整理事業により整備された江別市野幌駅

野幌駅周辺の鉄道高架事業に合わせ、野幌駅の南北駅前広場及び周辺地区で施行した「野幌駅周辺土地区画整理事業」（江別市、平成 30 年度補助完了）が挙げられる。

(2) 下水道事業

北海道の下水道は、大正 15 年に札幌市で初めて着手された。昭和 33 年に現行の下水道法が施行されて以来、処理場を伴う整備が行われるようになり、昭和 47 年の札幌冬季オリンピックを契機に本格的に進展した。現在、道内 151 の市町村が下水道事業を実施している。令和元年度末現在の下水道処理人口普及率は 91.4%、汚水処理人口普及率は 95.7%であり、全国よりも高い水準にある。

北海道は、平成 16 年に「全道みな下水道構想リニューアルプラン」を策定し、他の汚水処理事業と連携を図り、総合的・計画的に未普及解消を進めている。また、道内では、合流式下水道改善事業、地震対策事業、浸水対策事業、下水道施設に下水道事業以外（集落排水、浄化槽、し尿など）の汚水や汚泥を受け入れるための下水道広域化推進総合事業、処理水や消化ガスを有効利用する下水道リノベーション推進総合事業などが実施されている。

合流式下水道については、平成 15 年に下水道法施行令が改正され、平成 25 年度末（面積が大きい処理区は令和 5 年度末）までに改善対策を完了することが義務付けられたことから、改善対策が必要な道内 17 市町全てが平成 21 年度までに合流式下水道緊急改善事業に着手している。平成 25 年までに必要な改善対策を終えることになっている 16 市町村についてはその対応を完了しており、令和 5 年度までに必要な改善対策を終えることになっている札幌市については引き続き改善対策を行っており、改善率は平成 30 年度末時点で 72.4%である。

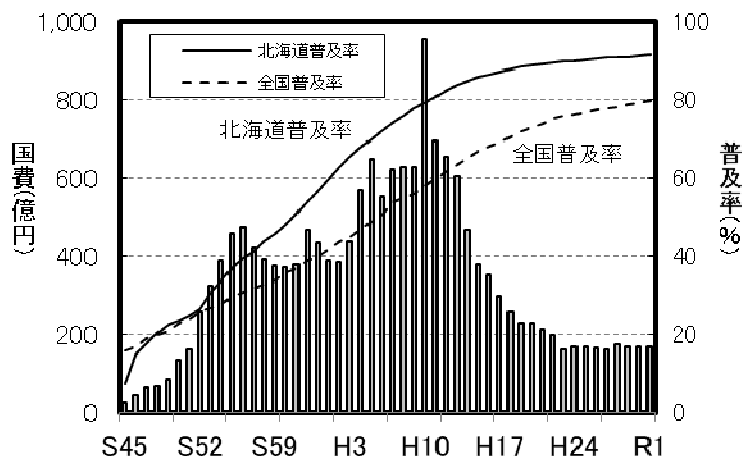


図 2-5-5 北海道の下水道事業国費と下水道普及率

(3) 都市公園事業

北海道の都市公園は、都市公園法が施行された昭和 32 年以降着実に進み、平成 30 年度末時点で 7,642 か所、総面積約 14,052ha となり、道民 1 人当たりの都市公園等面積は 28.8 m²/人と、全国平均の 10.6 m²/人を大きく上回る整備水準となっている。

北海道では、「緑がつながる、人と自然が共存する快適な都市環境を創出し、豊かな自然環境の恵みを将来世代へ継承する。」ことを基本理念に掲げる北海道広域緑地計画に基づき、広域公園の整備が図られており、平成 26 年度に全面供用開始したオホーツク流水公園（紋別市）を始め、これまでに 11 か所の道立公園が供用され、道民の広域的なレクリエーションの拠点として利用されている。

札幌市では、世界的彫刻家イサム・ノグチが基本設計を手がけたモエレ沼公園（札幌市）が平成 17 年に全園開園し、年間 80 万人以上が訪れるなど札幌市の人気の観光拠点となっている。また、札幌の自然環境を生かしながら、市街地を緑の帯で包み込む「環状グリーンベルト構想」の「拠点となるみどり」として、厚別山本公園の整備を平成 24 年度から進めている。

さらに、近年は、災害時の避難地や復旧復興活動の拠点としての機能を備える防災公園の整備、老朽化した施設の更新、地域のニーズを踏まえた新たな利活用に対応するための公園施設、機能や配置の再編を進めている自治体もある。

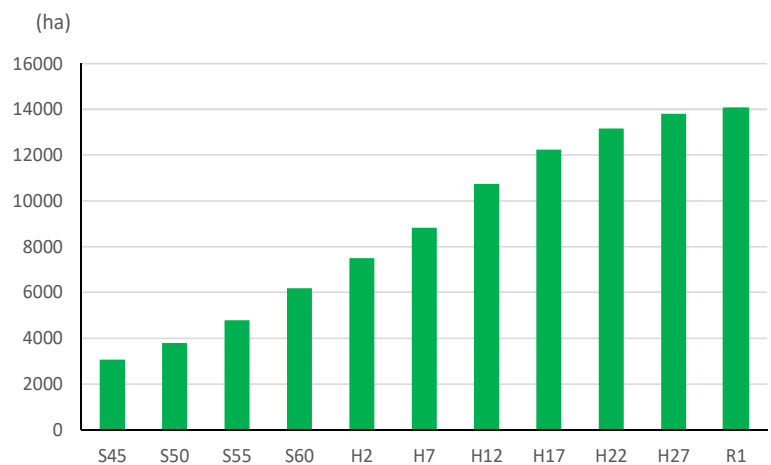


図 2-5-6 北海道の都市公園面積の推移



写真 2-5-3 道立オホーツク流水公園（紋別市）



写真 2-5-4 モエレ沼公園（札幌市）

(4) 都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年4月に都市再生特別措置法が改正、施行され、まちづくり交付金が創設された。また、令和2年度から「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（おおむね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の



写真 2-5-5 道と川の駅「花ロードえにわ」（恵庭市）

向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度「都市構造再編集中支援事業」が新たに創設された。北海道内では令和2年度までに85地区が実施され、78地区が完了しており、地域の活性化や賑わいの創出に寄与している。

(5) 市街地事業

市街地事業係は、主に「市街地再開発事業」「住宅市街地総合整備事業」の2事業の補助事業に関する指導及び補助を所掌業務としている。市街地再開発事業は、市街地内の土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、公共施設の不足などの都市機能の低下が見られる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。



写真 2-5-6 東4条街区地区市街地再開発事業（富良野）



写真 2-5-7 札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区市街地再開発事業

前述の事業のほか、都市機能のまちなか立地、空きビル再生を支援する「暮らし・にぎわい再生事業」、環境の整備改善が必要な区域において、修景など住宅・地区施設等の整備を支援する「街なみ環境整備事業」、緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を支援する「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」などの事業制度がある。最近の主な事例を挙げると、市街地再開発事業により札幌市の「札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区」、暮らし・にぎわい再生事業により、北見市の「駅周辺地区」、住宅市街地総合整備事業により札幌市の「下野幌団地地区」、街なみ環境整備事業により松前町の「本町中心部地区」が実施されている。

(6) 住宅事業

住宅事業では、良好な住宅ストックの形成や住宅市街地の整備及びこれらに関連する道路、公園、下水道など、公共施設の一体的な整備を図る公営住宅の整備などの住宅行政を進めるため、様々な事業に対する補助金の交付等の事務を行っている。

ア 地域住宅計画に基づく事業

住宅事業に関する支援制度として、地域住宅交付金が平成 17 年度に創設された。地域住宅交付金は、地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を生かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度であり、地域住宅



写真 2-5-8 厚真町災害公営住宅

計画に基づき実施される。令和 3 年 2 月 28 日現在、北海道（第 5 期）地域住宅計画を北海道と 117 市町村において策定している。また、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震では、厚真町、安平町、むかわ町の被災 3 町の被害が甚大であり、住宅を滅失し自力再建できない世帯の住宅対策として、災害公営住宅等の整備を行っている。

イ 住宅・建築物安全ストック形成事業

旧来の住宅・建築物耐震改修等事業、及び優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）を 1 本化し、平成 21 年度に創設され、住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐

震性の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業又は危険住宅の移転を行う事業について、地方公共団体に対し支援を行っている。また、平成 25 年 11 月施行の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、病院、店舗などの大規模な建築物は「要緊急安全確認大規模建築物」と定められ、所有者は耐震診断結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられた。その結果、耐震改修が必要な建物については耐震対策緊急促進事業として支援を行っている。

(7) 空き家事業

近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要なことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）が施行された。空家法に基づき、市町村がつくる空家等対策計画に沿って、民間事業者等と連携して総合的に実施する空き家対策の支援を行っている。空き家の活用、除却、関連する事業展開などを支援し、地域活性化を計画的に進めている。